

生涯学習・まちづくりQ&A

「あなたです 火のある暮らしの 見はり役」 全国秋の火災予防運動実施中！

11月9日から15日までの1週間

は、「秋の火災予防運動」です。この機会に、もう一度家庭や職場で火の点検をして大切な財産や、かけがえない人命を火災から守りましょう。

習慣づけよう防火点検

火災は、人災と言われるように、その原因のほとんどは、私たちの「うっかり」や「ちよっとした不注意」から起こっています。

我が家の「防火点検」を生活の一部として習慣づけ、火災から生活を守りましょう。

Q 住宅や人命を火災から守る7つのポイントとは？

A 7つのポイントとは、次の3つの習慣を守ること、4つの対策をとることによって火災を未然に防ぐこと

3つの習慣

- ①寝タバコは、絶対にやめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐため
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



に、防災製品を使用する

③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

市内では、不適正な点検や高額請求の被害が多発しています。

点検を承諾する前に、必ず契約業者であるかを確認しましょう。

消火器の訪問点検に「注意！」

トラブル防止のポイント

・身分証明等の提示を求める

・ハッキリと点検を拒否する

・契約書にサイン等をしない

・消防本部予防課 ☎ 0134

緊急事態 交通事故が多発!!

埼玉県内の交通事故が、今年初めから多発しており、特に今年の交通事故死者数は248人で、10月21日には再び全国ワースト2位になるなど非常に残念な事態になっています。また、市内でも例年に比べ交通事故が多く、今年の交通事故死者数は4人となり、多発した昨年同時期よりも更に1人増になっています。(平成17年10月23日現在)

そこで、草加警察署管内の交通事故多発に伴う緊急対策を実施していきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

大切なのは市民の皆さんの安全意識!!

交通事故を防止するために、何よりも大切なことは、市民一人ひとりが交通安全に対する安全意識を高め、正しい交通ルールとマナーの実践にあります。

市民の皆さん、交通ルールを守って交通事故に遭わないよう気をつけましょう。

☎ 交通防災課 ☎ 308



こちら 教育委員会

国際理解教育・英語教育の推進

市内の小中学校に通う児童生徒に対し、国際理解教育や英語教育の推進を図るため、教育委員会では次のような事業に取り組んでいます。

◆八潮市中学生海外派遣

平成17年度は、17人の中学生が、7月26日～8月1日の6日間、オーストラリアで、交流会やホームステイ、ファームステイ等の活動を行いました。この海外派遣をとおして、外国の文化、伝統、風俗習慣および日本の文化伝統等についての理解を深め、その経験を学校や市内に広めることができました。

◆八潮市語学指導助手(ALT)

ネイティブスピーカーの英語の発音にじかに触れることで、会話力やコミュニケーション力を高めることを目的に、市では、ALTを市内すべての中学校に派遣しています。なお、9月から新たに英語教育を

ることができました。
◆八潮市英語弁論大会・交流会
今年8月26日(金)に八條公民館にて第15回英語弁論大会が行われました。市内各中学校の代表生徒14人がスピーチコンテストに出場しました。特別出場として、八潮高校2人、八潮南高校2人の生徒も参加し、スピーチを披露してくれました。

サポートすることになったALTを紹介いたします。
エリーサ・ヒューイさん
(アメリカ出身)



「私は、ニューヨークで生まれ育ちました。日本に来たのは初めてなので、八潮の生活を楽しみにしています。日本の文化や日本語はまだ慣れませんが、皆さんとお互いの文化などについて学び合えたらうれしいです。どこかで見かけたら、気軽に声をかけてください」

◆指導課 ☎ 359

いそいそ知識 頼んでいないのに、突然商品が送られてきた!

【相談事例】

・Aさんの事例
自宅に心当たりのない当選商品が送られてきた。不審に思い開けてみるとネットワークで、送料と手数料を払うように書いてあった。払わなくてはいけないのか？

・Bさんの事例

身に覚えのない小包が届いて、開けてみたらアダルトのDVDだった。現金書留で料金を払えとあったが、どうすればよいか。

【お答えします】

注文した覚えもなく、何かに応募した覚えもないのに、突然、商品が送られてきて、代金を請求されることがあります。これを、「ネガティブオプション」または「送りつけ商

法 といえます。

Q 契約は成立してる?

注文をしていない商品を送りつけてくることは、「買ってください」という申し込みです。これに対して「買う」という意思表示をしないと契約は成立しません。そのため、注文していない商品が送りつけられてきたとしても、それだけでは契約は成立しません。「商品を返送しなければ、契約は成立します」などの文章が同封されている場合は、うっかり代金を支払ってしまつと、「買う」という意思表示をしたことになりま

Q 送られてきた商品はどしたらいい?

送られてきた商品は、業者の所有物ですので、消費者が勝手に処分することは原則としてできません。しかし、その商品を業者に返す義務はありません。ただ、いつまでも保管しておくのは消費者にとって負担になります。そこで、特定商取引に関する法律では、消費者が「買う」という意思表示をせず、業者が商品の引き取りもしないまま、商品が届いた日から14日間を経過した場合には、業者は商品の返還を求めることはできませんと定められています。つまり、14日を過ぎたら、商品を処分できます。また、業者に引き取りを要求した場合は、要求した時から7日に保管期間が短縮されます。

◆商工振興課 ☎ 336、県消費生活支援センター春日部 ☎ 048・734・0999

BOOKS
図書館だより
八幡 ☎ 995-6215
八條 ☎ 994-5500

図書館ボランティア募集中!

八條図書館では、毎週木曜日の午前11時から開催される「幼児向けおはなし会」で、絵本等の読み聞かせが始まる前の手遊びや読み聞かせ後のパネルシアター、体操などのお手伝いをしていただく図書館ボランティアを募集しています。

詳しくは、八條図書館までお気軽にお問い合わせください。

・内容 読み聞かせ前の手遊び

・読み聞かせ後のパネルシアター、体操など

・日時 毎週木曜日 午前11時～正午(月1回から2回程度)

・場所 八條図書館

【新刊案内】

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します。

▼一般書

「地震から子どもを守る50の方法」 国崎 信江 著

「毎日使える!材料別副菜事典55品」 日本放送出版協会 編

「無事、これ名馬」 宇江佐 真理 著

▼児童書

「くんれんばつちり」 工藤 直子 作

「のしり絵本国旗」 長 新太 絵

「ひらい」 田中 義一 作・絵

「忍者にんにく丸」 川端 誠 作・絵

◆休館日のお知らせ
八幡・八條図書館 11月30日(水)